

『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則

制定 令和6年7月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、『龍谷大学社会学部紀要』規則の第6条に基づく論文（査読付）の査読に関し必要な事項を定めるものとする。

(査読方式)

第2条 論文（査読付）として投稿された原稿については、ダブルブラインド方式による査読を行う。

2 査読及び雑誌編集の過程で、投稿者及び査読者の氏名は相互に匿名とし、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下「委員会」という。）は、投稿者及び査読者のプライバシーを保護する。

(査読対象者)

第3条 博士課程又は修士課程在学中の学生会員は、筆頭執筆者として論文を投稿する際に必ず査読を受けなければならない。

2 普通会員及び名誉会員は、論文を投稿する際に希望すれば査読を受けることができる。

(査読プロセス)

第4条 委員会は、別表のフローチャートに従って査読プロセスを運営し、査読の結果を受けて掲載の可否を決定する。

2 委員会は、各投稿原稿について2名の査読者を選び、所定の書式により審査を依頼する。必要に応じ、第3の査読者を依頼することができる。

3 委員会からの所定回数の督促にもかかわらず、査読者が審査結果を提出しない場合には、委員会は査読者を変更することができる。

4 2名の査読者の査読結果が相違した場合は、別表のフローチャートの通りに対応する。また、その措置にあたって、委員会は各査読者から意見を求めることができる。

5 委員会は、査読完了後に査読結果を集約・検討し、おおむね1ヵ月程度で掲載の可否、査読者のコメント及び原稿修正期間の指示等を投稿者に通知する。原稿修正期間は2週間を標準として指示する。査読結果は次の評価区分で表記する。

A——無修正で掲載可—

B——修正後に掲載可—

C——修正後に再査読—

D——論文（査読付）としては掲載不可—

6 再査読においても評価がC, Dの場合、委員会は論文（査読付）以外の原稿種別における掲載又は掲載見送りを決定することができる。

（査読者の留意事項）

第5条 査読者は、所定の査読報告書にしたがって査読を行う。おおむね2週間程度の期間で査読結果を報告する。

- 2 査読者は、執筆者の論述の意図を汲みつつ、論文の価値が高まるようなコメントを行うよう努める。
- 3 報告書において「C——修正後に再査読」とした査読者には、執筆者が原稿を修正した後、おおむね1週間程度の期間で再査読を依頼する。査読者は査読時にコメントした点のみを再査読し、再査読結果を委員会に報告する。
- 4 執筆者が査読を受けて原稿を修正した後、委員会が必要と認めた場合には、査読時に「A——無修正で掲載可」「B——修正後に掲載可」と評価していた査読者に対しても再査読を依頼することがある。
- 5 非会員の査読者に査読を依頼した場合、謝礼として図書カードを進呈する。

（論文投稿者の留意事項）

第6条 投稿者は、匿名による査読を行うため、提出原稿においては著者を特定できるような表現は避ける。

- 2 提出原稿本文のファイルはファイル名を「（論文題目）.docx」等とする。論文の冒頭には論文題目のみを記入し、投稿者の氏名は記載しない。
- 3 投稿者自身が過去に執筆した論文等については「拙著」「拙論」などと表現せずに、筆者名によって表記する。謝辞や研究助成に関する記述は省略する。これらの記述を加筆修正する期間を掲載決定後に設ける。

（改廃）

第7条 本細則の改廃は、龍谷大学社会学部学会常任委員会の議によるものとする。

付 則

この細則は、制定日（令和6年7月2日）から施行する。

別表（第4条関係）

『龍谷大学社会学部紀要』「論文（査読付）」の投稿受領から掲載までのフローチャート

1. 投稿原稿を受領
2. 査読者（1原稿あたり2名）を選定
3. 査読を依頼
4. 査読結果受領

査読結果 A : 無修正で掲載可
 B : 修正後に掲載可
 C : 修正後に再査読
 D : 論文（査読付）としては掲載不可

5. 編集委員会で集約及び検討

（査読者の審査結果をもとに、編集委員会で検討する。その際の原則は以下の通り）

